

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）」

企画・運営業務に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）」企画・運営業務

2 事業の趣旨・目的

本市には、ベンチャー企業として創業した当初から、ものづくり技術や大学の研究知を源泉とする独自の技術力を活かし、海外市場を視野に入れた事業展開により発展を遂げたグローバル企業が数多く存在しており、こうした企業がこれまで京都経済を牽引してきた。

今後、京都経済の更なる活性化を図るためには、次代のグローバル企業を創出する必要がある。

このため、本市では独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ中小企業に対して、①海外販路開拓と②DXによる生産性向上について、計画策定から実践まで伴走支援し、未来の京都を牽引するグローバル中堅企業の育成を目的として、グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクトを実施している。

このうち、①海外販路開拓として、「海外ビジネスマッチングPR支援事業」（以下「本事業」という。）を実施し、既に海外展開実績があり、海外市場の獲得・拡大により更なる成長が見込まれる中小企業に対し、海外進出計画の策定・ブラッシュアップ、海外展示会への出展支援、契約締結までのフォローアップ、海外の特定地域を対象とした企業PR及び販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチングを伴走支援する。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

4 事業概要

本事業では、上記2の趣旨・目的を達成するため、令和9年度の取組も具体的に見据えながら、以下の内容により支援を行う。

（1）支援対象企業

ア 令和7年度採択企業（以下3社）

株式会社京都科学、株式会社ゲートジャパン、西村陶業株式会社

イ 次のいずれの項目も満たす中小企業（令和8年度に公募・採択）3社（予定）

- ① 京都市内に本社・本店を有し、かつ京都市内に営業所等の拠点を有する製造業を営んでいること。
- ② 独自の技術力と市場優位性のある商品を持ち、既に海外展開実績を有すること。

(2) 支援内容

- ① 海外進出計画の策定及びブラッシュアップ (令和8年度及び令和9年度)
 - ② 海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ (令和8年度)
 - ③ 海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたPR支援 (令和8年度)
 - ④ 販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援 (令和8年度及び令和9年度)
- ※ 支援企業の販路開拓・拡大先となる国・地域については、支援企業と協議のうえ実施すること。

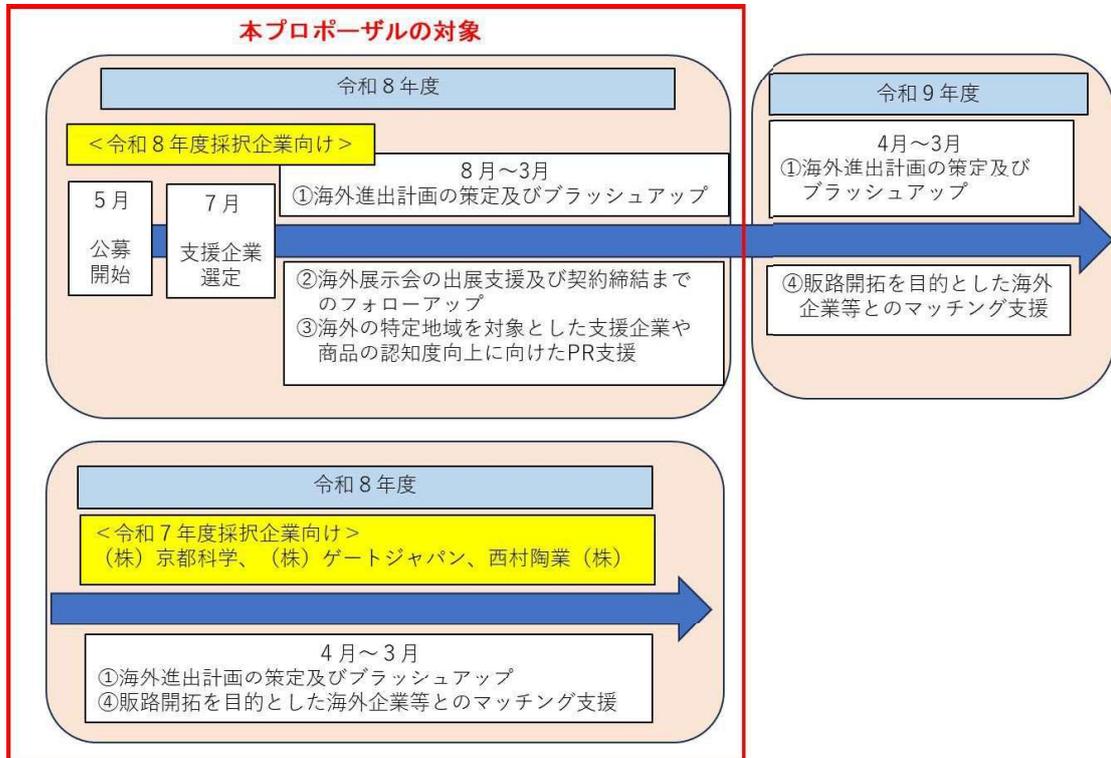
(イメージ図)

本プロポーザルの対象		
	令和8年度	令和9年度
支援①	令和7年度採択企業	—
	令和8年度採択企業	
支援②	令和8年度採択企業	—
支援③	令和8年度採択企業	—
支援④	令和7年度採択企業	令和8年度採択企業

(3) 支援企業数 (予定)

計6社 (令和7年度採択企業3社、令和8年度採択企業3社)

(4) 事業の主な流れ



【留意事項】

本プロポーザルでは、令和8年度に実施する上記（2）支援内容イメージ図の赤枠内の実施に係る業務の受託候補者を選定します。

ただし、本プロポーザルの提案については、契約内容には含まれませんが、令和9年度に実施予定の取組も具体的に見据えた支援内容①～④全てに関するものとしてください。提案された内容が、一連の支援フローの考え方や令和9年度の実施内容、KPIを見据えたものになっているかといった観点で審査を行います。

5 業務概要

受託者は、上記2の趣旨・目的を達成するため、本市と連携し、以下に定める業務の企画・運営全般を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に本市と受託者で協議し調整する。

（1）業務内容

ア 支援対象企業の選定等

（ア） 支援企業の募集

- ① チラシデザインの製作及び印刷（500部）
- ② 募集要項及びエントリーフォームの作成
- ③ 公募期間中の問合せ対応、事前相談対応の実施。なお、募集状況及び各種対応状況については、随時本市に報告すること。

（イ） 審査会の運営

- ① 審査員の提案（最大5人）
- ② 審査員への謝金支払い。

※審査員の選定及び審査員への謝金額については本市と協議を行うこと。

（ウ） 採択企業・不採択企業への決定通知等の発送事務

イ 海外進出計画の策定及びブラッシュアップ

ヒアリングを通じて支援企業の海外ビジネスに関するニーズや課題等を把握し、海外進出計画の策定及びブラッシュアップや、同計画の推進に向けた助言を図る等、伴走支援を実施する。

あわせて、本事業で支援を行う対象国・地域について、本市、受託者及び支援企業と協議のうえ、決定する。なお、令和7年度採択企業については、原則、令和7年度に対象とした対象国・地域とする。

ウ 海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ

対象国・地域での販路開拓を図るため、支援企業の展示会出展の受付及び同行を行うとともに、出展後は契約締結までのフォローアップを実施する。

なお、出展する展示会については、本市、受託者及び支援企業で協議のうえ決定する。

エ 海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたPR支援

対象国・地域において、SNS、現地メディア等の広報媒体、受託者が有するネットワーク等を活用し、支援企業及び商品の認知度向上を図り、支援企業の販路開拓を支援する。

オ 販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援

対象国・地域における販路開拓・拡大を目的とした支援企業と海外企業等とのマッチングを支援する。

カ 月次状況報告

受託者は、本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月1回を目途に、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。

また、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。

キ 実績報告

令和9年3月31日（水）までに、下記内容を含む支援実績等を総括・分析した報告を行うこと。

(ア) 支援企業へのヒアリング・伴走支援内容

(イ) 展示会出展の概要及び商談内容、フォローアップによる成果

(ウ) PR支援による成果

(エ) 海外企業等とのマッチング支援による成果

(2) 業務の実施に係る留意事項

ア 支援対象企業の選定等

(ア) 公募期間中、受託者のネットワークを活かしながら申請企業の開拓に努めること。

(イ) 公募開始時期は令和8年5月中を予定とし、募集期間に1か月半程度を確保すること。

イ 海外進出計画の策定及びブラッシュアップ

(ア) 実施にあたって、支援企業と調整のうえ、月に1回以上、面談の場を設定するよう努めること（オンラインも可）。

(イ) 支援企業へのヒアリングにより、支援企業の課題、支援ニーズ等を聞き取ったうえで、展示会出展内容、支援内容等の戦略等を構築し、効果的な支援を図るよう努めること。

ウ 海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ

- (ア) 展示会出展申込、ブース企画、施工手配、出展社パス手配等、出展に係る手続き全般を行うこと。なお、ブース企画にあたっては、支援企業及び本市と協議のうえ実施すること。
- (イ) 展示会に同行し、出展サポートを行うこと。また、支援企業の求めに応じて商談の同席及び通訳者の手配を行うこと。
- (ウ) 展示会会場内外において、渡航中、展示会出展1日1社当たり10件以上の面談を設定すること。なお、面談相手の設定にあたっては、支援企業及び本市と十分に協議すること。
- (エ) 展示会出展後、支援企業の新たな販路開拓に繋がるよう、商談相手先の情報提供、助言等、フォローアップを図ること。

エ 海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたPR支援

- (ア) 実施にあたっては、支援企業の意見を踏まえ、メディア、SNS等の活用に限らず、支援企業や商品の認知度向上に効果的な手法を検討し、実施すること。

オ 販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援

- (ア) 実施にあたっては、面談候補先を1支援企業あたり50社以上リストアップし、少なくとも10社との面談（オンラインを含む）を設定すること。面談相手としては、顧客（販売先）候補、販売代理店候補、事業提携候補やその他ビジネス展開のために関係構築が必要な企業等を想定。なお、面談相手のリストアップ及び面談設定にあたっては、支援企業及び本市と十分に協議し、必要に応じてフォローアップを行うこと。

(3) KPI（重要業績評価指標）

ア 本委託事業におけるKPI

（令和8年度採択企業）

「海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ」において、支援企業と協議のうえ、渡航中、展示会会場内外において、展示会出展1日1社あたり10件以上の面談を設定。

（令和7年度採択企業）

「販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援」において、面談候補企業を支援企業1社あたり50社以上リストアップし、少なくとも、うち10社以上の面談を設定（オンライン面談可）。

イ （参考）本市が掲げる本事業全体のKPI

各支援期間における契約^{※1}件数5件/社（次表参照）

採択年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
令和7年度 採択企業	契約件数：5件／社		
令和8年度 採択企業		契約件数：5件／社	

※1 協業契約、M&A 契約、販売代理店契約、研究開発契約、秘密保持契約等

※2 前年度に契約実績があった場合は、次年度に引継ぎのうえ、支援期間（約2年）でのトータル件数とする。

6 個人情報の取扱い及びセキュリティ

本業務で取り扱う個人情報及び企業情報は、京都市個人情報保護条例及び関連法令を遵守し、漏洩、滅失、毀損の防止等、適切な管理を行うこと。

本業務の遂行に当たり取り扱う個人情報は、本業務の目的にのみ使用できるものとし、本市の定める「京都市個人情報保護条例」及び「京都市セキュリティ対策基準」等を遵守し、個人情報及び業務上の秘密の保持を厳守すること。本業務委託契約期間終了後においても同様とする。情報セキュリティの確保については、管理責任者の設置等、情報セキュリティ管理体制を整備するとともに、万全な対策を講じること。また、本委託業務遂行上の不適切な事務処理により、個人情報保護ができなかった又は保護できていない可能性が生じた場合は、ただちに本市に報告し、指示に従うとともに、この場合に生じた費用及び損害については、全て受託者が負担すること。

本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するとともに、受託者は、本業務の成果について著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。

なお、本市は、本市施策の目的のために本業務の成果を二次利用することがある。

7 成果物

本業務終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本2部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

(1) 実績報告書

※ 報告書には、実施概要、事業効果、課題とその対策を記載すること。なお、実施概要及び事業効果は、可能な限り定量的に記載すること。

(2) 収支決算書

(3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

(4) その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

8 契約条件

(1) 契約の形態

業務委託契約

(2) 委託金額の上限

41,000千円（消費税及び地方消費税込）

(3) 支払い方法

受託者からの請求により支払う。原則精算払いとするが、必要に応じて部分的な前金払いを認める。

(4) 対象経費

本業務を遂行するために必要な経費であり、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。

- (ア) 人件費
- (イ) 交通費
- (ウ) 会場賃借料
- (エ) 謝金（最大5人）
- (オ) 消耗品費
- (カ) 広報費
- (キ) 通信運搬費
- (ク) 委託費
- (ケ) アルバイト賃金
- (コ) その他、本業務の遂行に必要と認める経費

(5) 対象外経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得又は借上に要する経費
- ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- オ 打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費
- カ その他、本業務との関連が認められない経費

(6) 留意事項

見積書の作成に当たっては、以下の項目に分けて記載すること。

- ア 支援企業の展示会出展に係る経費（装飾・施工費等を含む）
- イ 受託者の展示会出展同行に係る旅費（支援企業の参加者の旅費は含まない）
- ウ 海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたPR支援に係る経費
- エ 販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援に係る経費

(7) その他

契約期間が終了するとき（継続して契約する時を除く。）又は契約が取り消されたときは、受託者の負担において、速やかにリース・レンタル等の契約終了に対応するとともに、次年度の業務受託者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、本業務の全部又は主たる業務の全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月1回を目途に、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本事業にとって有益な提案（他支援機関の支援メニューの紹介等）を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (4) 共同事業体で本業務を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、当該情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (7) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 令和9年度に実施予定の内容については、京都市の令和9年度当初予算の成立が前提となるため、事業予定内容に変更が生じる場合がある。